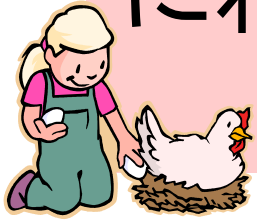
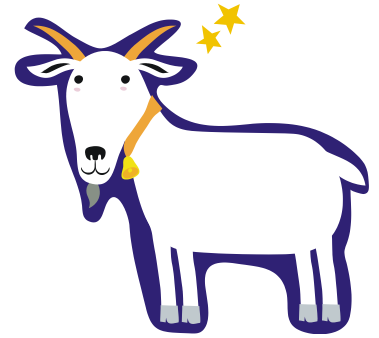


にわとり、あひる*、やぎなどを飼われている方へ



高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が発生したとき、地域の被害を最小限度にするために、次の対象動物について、毎年、2月1日時点の飼養場所と頭羽数の届出が必要です。



<対象となる動物>

- ①牛、水牛、馬
- ②鹿、めん羊、山羊、豚(ミニ豚含)、いのしし
- ③鶏、あひる(*あいがもを含む)、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥
- ④だちょう

1頭1羽
でも
必要です

動物たちの健康を守るためには

- 1 飼育小屋への出入りはできるだけ決まった人や車がしましょう。
 - 2 野生の動物が病気を持ち込むこともあるので、飼育小屋にネットをするなどして、入り込めないようにしましょう。
 - 3 新鮮な水とエサをあげましょう。
 - 4 飼育小屋はこまめに掃除をしましょう。
 - 5 動物たちのフンはきちんと片付けましょう。
 - 6 小屋の周りなどを定期的に消毒しましょう。
- ※消毒方法は、病気によって違うこともあるので、わからないことは家畜保健衛生所へ相談しましょう。

提出様式等
お問い合わせは

岡山県岡山家畜保健衛生所
電話:086-724-3880
FAX:086-724-3884